

## 平成 2 2 年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び  
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料  
(様式)

独立行政法人福祉医療機構  
平成 2 3 年 7 月

## 目次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	4
項目 3	組織体制・人件費管理	9
項目 4	事業費の冗費の点検	23
項目 5	契約	25
項目 6	内部統制	38
項目 7	事務・事業の見直し等	47

(項目 1)

## 財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益（総損失）	650 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金）	585 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務	5.4 億円	（執行率 84.2%）
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務	0.7 億円	（執行率 101.2%）
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務	0.6 億円	（執行率 88.7%）

④利益の発生要因 及び 目的積立金の 申請状況	<p><b>1 決算状況</b></p> <p>平成22年度決算においては、一般勘定、保険勘定及び年金担保貸付勘定において当期損失を、その他の勘定については収支相償ないし当期利益を計上したところである。なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p><b>2 各勘定における利益の発生要因等</b></p> <p><b>[一般勘定]</b></p> <p>2,456百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、平成22年11月に長寿・子育て・障害者基金勘定が一般勘定に統合されたことに伴い、旧長寿・子育て・障害者基金勘定における平成21年度末までの利益剰余金を一般勘定にて臨時損失として計上したうえで国庫納付したこと等によるものである。</p> <p>なお、この当期総損失については、貸借対照表上において、利益剰余金等見合いの積立金を一般勘定へ承継しており、独立行政法人通則法第44条第2項の規定に基づき、積立金を減額して整理するため、繰越欠損金は発生しない。</p> <p><b>[長寿・子育て・障害者基金勘定]</b></p> <p>2,325百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは平成22年度より助成金の財源については社会福祉振興助成費補助金が措置されたところであるが、長寿・子育て・障害者基金を平成22年11月に売却するまでの間（4月～11月）、同基金による運用益が発生したことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益については、積立金として一般勘定に承継し、平成23年度に国庫納付されることとなるため、目的積立金を申請していない。</p> <p><b>[共済勘定]</b></p> <p>事業費等の適正な執行等により収支相償となった。</p> <p><b>[保険勘定]</b></p> <p>1,463百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、平成22年度運用実績においてギリシャ国債の格下げによる欧州</p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>債務問題等を背景とした世界的な株安、円高傾向等の市場環境の中で、資産ごとのベンチマーク収益率を概ね確保することができたものの、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保することができなかった影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回り、損失が発生したものである。</p> <p><b>[年金担保貸付勘定]</b></p> <p>167百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、平成22年度計画において、「中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる」としたことに基づき、貸付金利を引き下げたことによるものである。なお、独立行政法人通則法第44条第2項の規定に基づき、積立金を減額して整理するため、繰越欠損金は発生しない。</p> <p><b>[労災年金担保貸付勘定]</b></p> <p>2百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。</p> <p>なお、0.2百万円の経常損失を計上しているが、これは前中期目標期間において取得した資産に係る減価償却費の財源が前中期目標期間繰越積立金であることによるものであり、これを取り崩すことにより当期利益が発生したものである。</p> <p><b>[承継債権管理回収勘定]</b></p> <p>66,827百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。</p>
<p>⑤100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況</p>	<p><b>[承継債権管理回収勘定]</b></p> <p>66,827百万円の利益剰余金を計上。</p> <p>これは貸付金利息収入を確保したことによるものであるが、当該利益剰余金は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされている。</p> <p><b>[保険勘定]</b></p> <p>11,098百万円の繰越欠損金を計上。</p> <p>平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度及び平成22年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと等から繰越欠損金が解消できていない状況である。</p> <p>なお、当該事業は、長期的な観点から行われており、中期目標において、「国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること」とされている。</p>

<p>⑥ 運営費交付金の 執行率が90%以 下となった理由</p>	<p>運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の執行率はそれぞれ84.2%、101.2%、88.7%となっている。</p> <p>なお、一般勘定においては独立行政法人通則法改正の施行が11月となったことにより、一般勘定における助成事業に係る支出が遅れたこと、保険勘定においては実施する事業の精査を行い経費の節減を実施したことにより、執行率が90%以下となったものである。</p>
-------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 保有資産の管理・運用等

<p><b>①保有資産の活用状況とその点検</b> (独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講じる措置が定まっているものを除く。)</p>	<p><b>1 保有資産の状況</b></p> <p>事業の廃止等に伴い不要となっている財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。</p> <p>なお、当機構の主な財産である職員宿舍及び運動施設については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき国庫納付又はその手続きを進めているところである。</p> <p>《国庫納付又はその手続きの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸塚宿舍については、平成23年3月30日に国庫納付を完了</li> <li>○ 公庫総合運動場、宝塚宿舍ほか（戸建4戸、区分所有建物2戸）については、平成23年度中に国庫納付を予定</li> <li>○ 東久留米宿舍、小金井宿舍ほか（戸建12戸、集合住宅5棟）については、平成24年度以降に国庫納付を予定</li> </ul> <p><b>2 固定資産の減損</b></p> <p>見直しの基本方針において、東久留米宿舍、小金井宿舍ほか（戸建12戸、集合住宅5棟）については、平成24年度以降に国庫納付することとされたため、減損の兆候を認めためたものである。</p> <p>(減損の要因となった理由)</p> <p>固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったため。</p> <p><b>3 運営費交付金債務</b></p> <p>運営費交付金債務については、当該年度に実施すべき業務は実施されたが、引き続き業務を実施していく上で必要なホストコンピュータ等のインフラ整備、東日本大震災に伴う債権管理に係るシステム整備や調査費用及び固定経費である業務委託費や振込手数料の財源確保について検討が必要な状況であり、平成23年度以降収益化を行う予定である。</p>																																		
<p><b>②資金運用の状況</b></p>	<p><b>1 資金運用の実績</b></p> <p>心身障害者扶養保険事業における心身障害者扶養保険資金の運用実績については、年0.35%の運用利回りとなり、ベンチマーク収益率(0.18%)を上回った。また、各資産についても、概ねベンチマーク収益率を確保することができた。</p> <p>[平成22年4月～平成23年3月(年率)]</p> <table border="1" data-bbox="529 1771 1444 2040"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>1.81%</td> <td>1.85%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>▲9.23%</td> <td>▲9.22%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>▲7.54%</td> <td>▲7.53%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>2.41%</td> <td>2.17%</td> <td>▲0.23%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">短期資産</td> <td>0.07%</td> <td>0.10%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>0.18%</td> <td>0.35%</td> <td>0.18%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	1.81%	1.85%	0.04%	株式	▲9.23%	▲9.22%	0.01%	外国	債券	▲7.54%	▲7.53%	0.01%	株式	2.41%	2.17%	▲0.23%	短期資産		0.07%	0.10%	0.04%	合 計		0.18%	0.35%	0.18%
区 分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																															
有価証券	国内	債券	1.81%	1.85%	0.04%																														
		株式	▲9.23%	▲9.22%	0.01%																														
	外国	債券	▲7.54%	▲7.53%	0.01%																														
		株式	2.41%	2.17%	▲0.23%																														
短期資産		0.07%	0.10%	0.04%																															
合 計		0.18%	0.35%	0.18%																															

なお、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかった影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなったため、平成 22 年度末における繰越欠損金については、約 111 億円となり、前年度に比べ約 15 億円増加した。

## 2 資金運用の基本的方針

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。

### ○厚生労働省の役割

- ⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）
- ⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

### ○福祉医療機構の役割

- ⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）
- ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告

### ○運用受託機関の役割

- ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）
- ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告

## 3 福祉医療機構の責任

心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

## ■福祉医療貸付事業

### ③債権の回収状況

#### 1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
貸 付 実 行	1,510 件	3,061 億円
回 収	1,225 件	3,178 億円
うち債権償却	3 件	5 億円
貸 付 残 高	22,458 件	3 兆 1,335 億円

#### 2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。

#### 3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権については、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、福祉施設については、一部の老人福祉施設において利用者の低迷等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権比率が増加している主な要因であると考えます。

なお、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

#### 4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。



## ■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

### ③債権の回収状況

#### 1 貸付金の状況

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	年金担保貸付事業		労災年金担保貸付事業	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸 付 実 行	211,920 件	1,792 億円	3,441 件	45 億円
回 収	202,104 件	1,751 億円	3,573 件	46 億円
うち債権償却	73 件	1 億円	10 件	0 億円
貸 付 残 高	357,689 件	1,904 億円	6,034 件	48 億円

#### 2 貸付金の回収計画

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。

#### 3 回収計画の実施状況の評価

回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。

また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.15%、労災年金担保貸付事業が0.71%にとどまっている。

なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。

#### 4 回収計画の見直しの検討

受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。

## ■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

③債権の回収状況	<p><b>1 貸付金の状況</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成22年度における回収状況等は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回 収</td> <td>48,310 件</td> <td>3,148 億円</td> </tr> <tr> <td>うち債権償却</td> <td>128 件</td> <td>7 億円</td> </tr> <tr> <td>貸 付 残 高</td> <td>376,630 件</td> <td>1 兆 7,355 億円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件 数	金 額	回 収	48,310 件	3,148 億円	うち債権償却	128 件	7 億円	貸 付 残 高	376,630 件	1 兆 7,355 億円
	区 分	件 数	金 額										
	回 収	48,310 件	3,148 億円										
	うち債権償却	128 件	7 億円										
貸 付 残 高	376,630 件	1 兆 7,355 億円											
<p><b>2 貸付金の回収計画</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。</p>													
<p><b>3 回収計画の実施状況の評価</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成22年度においては5.53%になった。</p> <p>なお、承継年金住宅融資等債権の94.6%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は1.67%である。</p>													
<p><b>4 回収計画の見直しの検討</b></p> <p>延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。</p>													

## ■貸付事業に係る未収収益（貸付金利息）

③債権の回収状況	<p>一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**組織体制・人件費管理**  
(委員長通知別添一関係)

<p>①給与水準の状況 と 総人件費改革の 進捗状況</p>	<p><b>1 給与水準の状況</b></p> <p>◎指数の状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>対国家公務員</td><td style="text-align: right;">117.4</td></tr> <tr><td>地域勘案</td><td style="text-align: right;">104.3</td></tr> <tr><td>学歴勘案</td><td style="text-align: right;">114.5</td></tr> <tr><td>地域・学歴勘案</td><td style="text-align: right;">102.2</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、地域差があること。 (職員の割合…東京都特別区：88.9%、大阪市：11.1%)</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は51.6%（平成22年 国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は87.6%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③ 管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④ 民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p>◎給与水準の適切性の検証</p> <p>① 国からの財政支出について 平成22年度支出予算の総額201,074百万円に対し国からの財政支出額は38,397百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：19.1%）であり、その内訳は、運営費交付金4,121百万円、社会福祉振興助成費補助金3,047百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,617百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,600百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入12百万円となっている。 運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,022百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p>	対国家公務員	117.4	地域勘案	104.3	学歴勘案	114.5	地域・学歴勘案	102.2
対国家公務員	117.4								
地域勘案	104.3								
学歴勘案	114.5								
地域・学歴勘案	102.2								

② 累積欠損額

平成21年度決算において累積欠損額は発生していない。

③ 法人の業績評価

当機構は平成21年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中2項目S（中期計画を大幅に上回っている）、13項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。

④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成22事業年度決算における支出総額192,638百万円に対し給与、報酬等支給総額2,022百万円であり、その割合は1.1%程度である。

⑤ 管理職の割合

平成23年度公表における事務・技術職員数226人のうち管理職は42人であり、その割合は18.6%となっている。

なお、管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

⑥ 大卒以上の高学歴者の割合

同226人のうち大卒以上の職員数は198人であり、その割合は87.6%となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・ 平成 16 年度において全職員の昇給を停止
- ・ 平成 17 年 1 月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲5.3%）
- ・ 平成 16～21 年度にかけて、組織のスリム化の推進（部長▲2、次長▲1、課長▲6）
- ・ 平成 22 年度に課長ポストを更に 2 ポスト削減
- ・ 平成 22 年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成23年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

- ・ 機構独自の措置として、平成22年度に引き続き中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）
- ・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施（国▲1.5%：機構▲2.0%）
- ・ 管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化に伴う管理職ポストの削減（部長▲2、次長▲1、課長▲2）
- ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。

以上の措置により、平成23年度における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は101.4ポイント程度（年齢勘案117.1ポイント程度）と見

	<p>込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p> <p><b>2 総人件費の状況</b></p> <p><b>① 対前年度比における増減の要因について</b>  [給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因]  平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ（平均▲1.0%）を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比3.6%減となった。また、最広義人件費においても、退職手当支給額の減少等により、対前年度比で4.3%の削減となった。</p> <p><b>② 人件費削減の取組状況</b>  「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（13.0%）を実施した。</p>
<p><b>②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況</b></p>	<p>当機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。</p>
<p><b>③福利厚生費の状況</b></p>	<p>法定福利費379,392千円（役職員一人当たり1,345,362円）</p> <p>-----</p> <p>法定外福利費52,311千円（役職員一人当たり185,500円）</p> <p><b>（主な法定外福利費の内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅関連費用（宿舍の維持管理費等）</li> <li>○労働安全衛生法に基づく健康診断費用</li> </ul> <p><b>（レクリエーションへの支出状況）</b></p> <p>レクリエーション経費は支出していない。</p> <p><b>（健康保険料の労使負担割合の見直しの働きかけの状況）</b></p> <p>厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、加入する健康保険組合に対して、平成22年度においては、5月以降、文書による依頼を3回行い、労使負担割合が折半となるよう要請したが、同健康保険組合理事会では「収支問題の改善を進める中において、中長期の視点で対応すること。」とされたところである。</p> <p>これを受けて、当機構としては平成23年6月に4回目の要請を健康保険組合に行ったところであり、今後も、引き続き、同健康保険組合に対して労使負担割合の見直しについて要請していくこととする。</p>

(項目3の2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び

法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者<sup>注1</sup>の在籍状況

(平成23年3月末現在)

	役員 <sup>注2</sup>			職員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総数	5人	1人	6人	254人	22人	276人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	4人	0人	4人
うち法人退職者	1人	0人	1人	3人	0人	3人
うち非人件費ポスト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう（任期付き職員の再雇用を除く。）。

注2 役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者）を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費）

④国家公務員再就職者及び本法人職員の再就職者の在籍ポストとその理由	<p>一 国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称 [役員] 該当なし [職員] 総務部長、経理部長、福祉貸付部長、医療貸付部長</p> <p>二 本法人職員の再就職者である役職員が就いているポストの名称 [役員] 理事 [職員] 再雇用職員</p> <p>三 一及び二のポストが設けられている理由 ①国家公務員再就職者 当機構の業務は、国の政策と密接にかかわるものであり、厚生労働省等の行政経験を有する者の知見等が必要であることから採用していたものである。 なお、役員ポストは、平成22年4月より国家公務員再就職者は0名となった。また、職員については現職者定年後、国家公務員の再就職を解消することとした。（平成22年度末に2名減、平成23年度中に1名減、平成24年度末に1名減と段階的に解消）</p>
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②本法人の再就職者  
(理事)

当機構の再就職者が就任していた理事ポストについて、内部職員からの登用によるもの(非公募)

(再雇用職員)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の規定に基づき、高年齢者雇用確保措置のため、定年退職者を対象とした継続雇用制度(再雇用制度)を実施しているため(非公募)

**四 役員ポストの公募の実施状況**

平成22年度は実施していない。

(平成21年度において、同年9月29日の閣議決定(独立行政法人等の役員人事に関する当面の方針について)を踏まえ、国家公務員再就職者が就任していた理事ポストの公募を行った結果、適任者がおらず採用にいたらなかった。平成22年度より当該理事ポスト(1名)を削減したことにより、国家公務員再就職者は0名となった。

**事業費の冗費の点検**  
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額(単位:千円)
① 庁費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁費の執行状況については、別添(項目4の2)「平成22年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。</li> <li>○ 庁費については、第3・四半期及び第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、承継債権管理回収業務に係る受託金融機関手数料(回収業務の代理店手数料)を第3・四半期に1,046百万円、第4・四半期に1,004百万円支出したためであり、適正な執行を行っている。</li> <li>○ 情報処理業務庁費については、第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、未払金として213百万円計上していることに起因しており、適正な執行を行っている。</li> </ul>	
② 旅費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅費の執行状況については、別添(項目4の2)「平成22年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。</li> <li>○ 旅費については、第3・四半期及び第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、各事業における次年度の事業を円滑に実施するために、受託金融機関等に係る業務指導や事業説明会等をこの時期に集中的に実施したためであり、適正な執行を行っている。</li> <li>○ なお、旅費については、旅行パックの利用等による削減努力を行った結果、前年度との比較で、約360万円の削減を図ったところであり、平成23年度においても一層の削減努力を行うこととしている。</li> </ul>	
③ 給与振込経費の削減	給与振込経費については、国家公務員に準じたものとしており、一部現金払い及び複数の振込口座の取扱いは行っていない。	約432千円
④ その他コスト削減について検討したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規の郵便商品の導入など郵送方法の見直し、郵便料金を削減した。</li> <li>○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。</li> <li>○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷等を徹底し、コピー機保守料を削減した。</li> <li>○ コピー用紙の削減及びファイルなどの紙製品を削減した。</li> <li>○ 事務所の賃貸交渉を実施し、大阪支店の事務所賃料を削減した。</li> <li>○ 外部倉庫の価格交渉を行い、引下げを実施した。</li> <li>○ 旅行パックの利用等による旅費の削減及びタクシー利用の厳格化によりタクシー利用料金を削減した。</li> <li>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る経費を削減した。</li> </ul>	<p>約17,783千円</p> <p>約988千円</p> <p>約5,470千円</p> <p>約4,521千円</p> <p>約3,106千円</p> <p>約2,016千円</p> <p>約6,912千円</p> <p>約1,771千円</p>



## 契 約

### (委員長通知別添二関係)

<p>① 契約監視委員会からの主な指摘事項</p>	<p><b>[点検の実施]</b>            契約監視委員会（平成23年2月22日開催）においては、次の契約について点検を受けた。</p> <table border="1" data-bbox="549 510 1442 837"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成21年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度契約予定案件</td> <td>一者応札・一者応募</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>44件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成22年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったもの対象とした。</p> <p><b>[点検の観点]</b></p> <table border="1" data-bbox="549 913 1442 1160"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>[点検結果]</b>            主な指摘は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムの運用保守契約について、一般論であるが、複数年契約にすることで、より安価となる可能性があるため、検討いただきたい。</li> <li>・ 業務システムの採用にあたっては、より汎用性の高いプログラミング言語による開発を行うことにより、その後の運用保守等に係る契約について、競争性が確保されるよう検討いただきたい。</li> </ul>	区 分		件 数	平成21年度契約	競争性のない随意契約	4件	一者応札・一者応募	23件	平成22年度契約※	競争性のない随意契約	6件	一者応札・一者応募	10件	平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募	1件	合 計		44件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性
	区 分		件 数																							
平成21年度契約	競争性のない随意契約	4件																								
	一者応札・一者応募	23件																								
平成22年度契約※	競争性のない随意契約	6件																								
	一者応札・一者応募	10件																								
平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募	1件																								
合 計		44件																								
区 分	点 検 の 観 点																									
随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性																									
一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性																									
<p>② 契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」（総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）を設置し、同委員会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。</li> <li>○ 上記契約審査会は、総務、経理担当役員等が構成員であり、更に監事が出席し、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことにより、審査機関としての実効性を確保しているところである。</li> <li>○ また、平成22年度からは、「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、上記の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底</li> </ul>																									

	<p>することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</li> <li>② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</li> </ul>
<p>③「随意契約等見直し計画」の進捗状況</p>	<p>随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に基づき、①企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、②契約に係る規程類の整備（平成20年度において措置済み）を行っている。また、③契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、内部役員及び職員を構成メンバーとする契約審査会において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行っている。さらに、④一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組を実施している。</p> <p>以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組みを着実に実施した結果、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成22年度において7件にまで減少することができた。</p> <p>また、随意契約等見直し計画においては、随意契約を6件とすることを目標にしているところであるが、平成22年度で7件と1件多くなっている。この主な理由としては、大阪支店の事務所賃貸料に関して、以前よりビル所有者と継続的に引下げ交渉を行ってきたところ、平成22年度においてその引下げが認められたため、平成20年度に契約締結のなかった同支店の事務所賃貸借契約を平成22年度に締結したことによるものである。このため、計画より1件多くなったものである。</p> <p>なお、随意契約7件の契約内容については、次のとおりであり、いずれの契約も真にやむを得ない事由により随意契約となったものであり、随意契約等見直し計画を着実に実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務システムの運用・保守関連：3件 （随意契約となった理由） システムの著作権を契約相手方が有しており、第三者が運用保守を行えないこと等</li> <li>○事務所賃貸借・レイアウト工事：3件 （随意契約となった理由） 事務所賃借という契約の性質上随意契約に抛らざるを得ないこと、賃貸人との契約により賃貸スペース工事に当たっては指定業者以外の業者と契約ができないこと</li> <li>○財務諸表等の官報掲載：1件 （随意契約となった理由） 官報掲載料金は全国一律で競争性が働かないこと</li> </ul>

<p>④一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<p>一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、平成21年7月24日に策定し、当機構のホームページにて公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、次のとおり改善の取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。</p> <p>(改善方策の主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること。(国における「予算決算及び会計令」等においては10日(暦日)間)</li> <li>・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の内容を検討した上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと。</li> </ul> <p>また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせのあった業者に入札辞退理由のアンケートを行うなど事後点検を行っている。</p>
<p>⑤契約に係る規程類とその運用状況</p>	<p>○ 「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。</p> <p>○ 平成22年度においては、総合評価落札方式の実施実績はなく、企画競争及び公募についての実施状況は次のとおりである。</p> <p>ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度に企画競争により契約を締結した調達は2件であり、両案件とも複数の参加者があったことから、十分な日程の確保はもとより適正な調達を実施したものと考えている。(公告日から企画書提出期限までは平均20日)</li> </ul> <p>なお、両案件の業務内容は「CIO補佐官業務」及び「会計監査人候補者の選定」であり、専門性の高い業務であったことから、応募者は、基本的には、その分野において一定の専門知識を有する者であると想定されたことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を確保することで対応を図ったところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、公募については、一般的に調達に参加する意思があるか否かを確認する手続きであることから、仕様書を配付するのみで説明会は行っていない。</li> </ul> <p>イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度に企画競争により契約を締結した2件については、いずれも選定基準及び配点を事前に配付し、その結果については、企画競争参加者に公開している。</li> </ul> <p>ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当機構においては、企画競争については、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合でも、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」(総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関)で適正性等を審議することとしている。</li> </ul> <p>なお、総合評価落札方式については、割合に係る基準は設けていないが、「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」(平成20年度末に策定)により外部有識者を含めることを義務付けている。</p>

<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合(再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの)</p>	<p>○ 随意契約によるものを再委託しているものは次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="550 230 1461 376"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>受託者</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療機構 ALM モデル運用支援</td> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> <td>9,334,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 当機構では、貸付原資についての自己資金調達による金利リスクに対応するため、ALM システムを活用している。本件は、当該システムの運用支援業務を委託しているもの。 再委託の内容は、受託者においてシステム運用保守業務を再委託しているものである。再委託割合については、受託者が当機構の業務以外のシステム運用保守も一括して再委託先に委託していることから、受託者としては「機構業務のみの再委託割合を算定することは困難」としている。</p>	契約件名	受託者	金額(円)	福祉医療機構 ALM モデル運用支援	(株)三菱東京UFJ銀行	9,334,500
契約件名	受託者	金額(円)					
福祉医療機構 ALM モデル運用支援	(株)三菱東京UFJ銀行	9,334,500					
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<p>○ 平成22年度に締結した公益法人等との契約の状況次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="550 743 1461 889"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>受託者</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人会計システムの保守</td> <td>(財)日本システム開発研究所</td> <td>9,030,000</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	受託者	金額(円)	独立行政法人会計システムの保守	(財)日本システム開発研究所	9,030,000
契約件名	受託者	金額(円)					
独立行政法人会計システムの保守	(財)日本システム開発研究所	9,030,000					
<p>⑧その他調達の見直しの状況</p>	<p>○ 平成22年度においては、「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査すること</li> <li>② 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</li> </ol>						

I 平成22年度の実績【全体】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	34件 (69.39%)	6.8億円 (41.72%)
	うち一者応札	10件 【29.41%】	5.3億円 【78.77%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	企画競争等	8件 (16.32%)	5.0億円 (30.79%)
	うち一者応募	6件 【75.0%】	4.5億円 【91.19%】
競争性のない随意契約		7件 (14.29%)	4.5億円 (27.49%)
合 計		49件 (100.0%)	16.2億円 (100.0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

II 平成22年度の実績【公益法人】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1件 (0%)	1億円 (0%)
	うち一者応札	1件 【0%】	1億円 【0%】
	総合評価落札方式	1件 (0%)	1億円 (0%)
	うち一者応札	1件 【0%】	1億円 【0%】
	指名競争入札	1件 (0%)	1億円 (0%)
	うち一者応札	1件 【0%】	1億円 【0%】
	企画競争等	1件 (0%)	1億円 (0%)
	うち一者応募	1件 【0%】	1億円 【0%】
競争性のない随意契約		1件 (100.0%)	0.09億円 (100.0%)
合 計		1件 (100.0%)	0.09億円 (100.0%)

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約等見直し計画の進捗状況 その1					
		随意契約等見直し計画 による見直し後の姿		平成 22 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		1件 (-%)	1億円 (-%)	41件 (52.6%)	25.2億円 (54.9%)
競争性のある契約	競争入札	46件 (59.0%)	35.7億円 (77.7%)	28件 (35.9%)	15.9億円 (34.6%)
	企画競争等	26件 (33.3%)	6.7億円 (14.5%)	4件 (5.1%)	1.3億円 (2.7%)
競争性のない随意契約		6件 (7.7%)	3.6億円 (7.8%)	5件 (6.4%)	3.6億円 (7.8%)
合 計		78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)	78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)

- ※ 「随意契約等見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 22 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。
- ※ 「随意契約等見直し計画による見直し後の姿」の各欄の件数・金額は、随意契約等見直し計画時の件数・金額から複数年契約で平成 22 年度に契約の更改を行っていないものを除いたもの。
- ※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。
- ※ 「競争入札」は、一般競争入札及び指名競争入札を示す。
- ※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示し、平成 22 年度実績欄には不落・不調随契が含まれる。

IV 随意契約等見直し計画の進捗状況 その2					
		一者応札・一者応募案件の見直し状況（20年度実績）		22年度も引き続き一者応札・一者応募となったもの	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		一件 (%)	一億円 (%)	17件 (63.0%)	9.1億円 (78.4%)
契約方法を見直しを実施（注2） 契約方法を変更せず条件等の	仕様書の変更	一件 (-%)	一億円 (-%)	件 (%)	億円 (%)
	参加条件の変更	23件 (85.2%)	10.8億円 (92.6%)	4件 (14.8%)	0.8億円 (6.8%)
	公告期間の見直し	3件 (11.1%)	0.2億円 (1.7%)	1件 (3.7%)	0.04億円 (0.4%)
	その他	1件 (3.7%)	0.7億円 (5.7%)	1件 (3.7%)	0.7億円 (5.7%)
契約方式の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
その他の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
一者応札・一者応募が改善されたもの		—	—	4件 (14.8%)	1億円 (8.7%)
合 計		27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)	27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)

（注1） 平成20年度に一者応札・一者応募であった個々の契約が、見直しによって、平成22年度の契約ではどの程度一者応札・一者応募となったかを示している。

（注2） 内訳については、重複して見直ししている可能性があるため計が一致しない場合がある。



## 内 部 統 制

①統制環境	<p><b>1 理事長から役職員へのミッションの周知等</b></p> <p><b>(1) 当機構のミッションと経営理念</b></p> <p>当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進しているところである。</p> <p>現理事長は平成20年4月に民間から就任したところであるが、当機構のこれからの方向性を明示するため、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、平成20年10月に当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、発信している。</p> <p>これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。</p> <p>当機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進しているところである。</p> <p><b>(2) 中期計画及び年度計画の策定</b></p> <p>理事長の指揮、監督のもと、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、さらに、各事業部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。</p> <p>全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、当機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p><b>(3) 役職員に対するミッションの周知</b></p> <p>ア 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。</p> <p>イ 年度初めの経営企画会議（平成22年4月1日開催）において、理事長から役員・幹部職員に対して、「平成22年度進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して述べられている。同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 平成 20 年 4 月に民間から現理事長が就任して以降、幹部職員から順次個人面談等を実施（平成 22 年度には中堅・若手職員を対象に実施）しており、こうした機会を通じて、理事長の人柄又は経営理念が職員に伝えられており組織の一体感が醸成されている。

エ 経営理念「民間活動応援宣言」については、イントラネット内の掲示板及び執務内の各所に掲示されており、役職員がお客さまへ配布するリーフレットや名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行っている。

## 2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保

### (1) 理事長のリーダーシップ発揮

ア 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ確かな経営判断を行っている。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立ち上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。

ウ 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を達成するため、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

エ 平成 21 年 4 月より監査課の位置づけを改め、総務部所属から理事長直属の監査室に再編し、当機構内における監査の公正性、中立性及び透明性の向上を図っている。

### (2) マネジメントの実効性確保

ア 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門又は管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

○ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。

○ 平成 17 年度に認証を取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務の改善を図っている。

なお、平成 23 年 4 月に ISO9001 の認証の有効期限が到来することから、審査登録機関による更新審査を平成 23 年 2 月に受審し、同年 3 月に審査登録機関より「非常に水準の高い QMS が構築されている。」と評価され、認証を更新している。

○ 理事長直属の監査室の監査によって、当機構の全部署を対象にした業務及び経理、業務委託先である受託金融機関、助成事業に係る助成先等

について、厳格な監査を実施している。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、個人の目標にブレークダウンされた取組については、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

### 3 内部統制の構築状況

#### (1) 法令等の遵守

ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成 22 年 4 月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備している。

イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程」に基づき、平成 20 年 4 月に個人情報管理委員会を設置し、「個人情報保護マニュアル」を策定するなど、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。

ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修（平成 22 年度においては新たに e-ラーニング形式の研修を導入）を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。

○ 内部統制統括部署：総務部総務課

○ 推進部署：総務課（職員数 7 人）

○ 優先順位：第 1 位

[理由] 当機構において不祥事が発生した場合、風評等により法人自体の存続に関わるため、最も重要なものと考えている。

#### (2) 業務の有効性・効率性

上記 1 及び 2 の取組のとおり、理事長の指揮、監督のもとで、当機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。

○ 内部統制統括部署：総務部総務課

○ 推進部署：総務課、人事課、企画課、業務管理課（職員数 22 人）

○ 優先順位：第 2 位

[理由] 当機構の社会的使命及び中期目標等を効率的に達成するためには、業務の有効性・効率性について留意することが必要であるため、第 2 位としている。

#### (3) 資産の保全

ア 当機構においては、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、保有する資産について、不断の見直しを行っている。

イ 長寿・子育て・障害者基金関係（2,921.3 億円）については、平成 22 年 11 月に売却し、平成 23 年 3 月 24 日に国庫納付を完了している。

また、職員宿舎[戸塚宿舎（2.1 億円）]については、平成 22 年 8 月に売却し、平成 23 年 3 月 30 日に国庫納付を完了している。

ウ 心身障害者扶養保険資金の運用については、将来にわたって扶養保険事

業の運営の安定に資することを目的として、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で、策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施している。

エ 見直しの基本方針において、不要とされた資産については、同見直しの基本方針に基づき、国庫納付の手続きを進めている。

- 内部統制統括部署：総務部総務課
- 推進部署：会計課、資金課（職員数 14 人）
- 優先順位：第 3 位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

#### (4) 財務報告等の信頼性

会計監査人による監査、監事監査等による内部監査、会計検査院による監査、独立行政法人評価委員会による評価などにより信頼性を確保している。

- 内部統制統括部署：総務部総務課
- 推進部署：経理課、企画課、業務管理課、監査室（職員数 24 人）
- 優先順位：第 3 位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

#### 4 役員会の位置付け、権限の状況

役員会は、理事長及び理事をもって構成され、原則として毎月1回、理事長が召集し、これを主宰している。また、役員会においては、次に掲げる事項を審議し、役員会の議事は、役員会の構成員の意見に基づき、理事長が決定している。

- 機構の業務運営の基本方針に関する事項
- 事業計画、予算及び資金計画並びに決算に関する事項
- 業務方法書その他諸規程の制定改廃に関する事項
- 組織及び機構の改廃に関する事項
- 人事及び給与の基本方針に関する事項
- その他理事長が必要と認める事項

#### 5 理事長と監事・会計監査人の連携状況

##### (1) 理事長と監事との連携状況

ア 監事との連携については、監査計画立案時及び監査報告時（中間報告時を含む。）における意見交換に加えて、役員会等の場において緊密に意見交換を実施している。また、年2回理事長が監事に対して個別面談を行うなど、意見交換の場を設けている。

イ 監事監査における指摘事項については、必要に応じて役員会、経営企画会議等の当機構の意思決定に関わる場において議題として報告するとともに、改善状況等を確認する等のフォローアップを行っている。

ウ 理事長が主宰する経営企画会議において、オブザーバーとして監事も出席し、重要案件に対する経営判断を行うにあたって、監事からの意見を聴取している。

	<p><b>(2) 理事長と会計監査人との連携状況</b></p> <p>毎年度、会計監査人は理事長に対して決算の概要説明を行うほか、業務運営や不正防止に関する事等のトップマネジメントに関してインタビューを行い、意見交換を図っている。</p> <p><b>6 その他統制環境に関する状況</b></p> <p>ア 当機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始している。</p> <p>イ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するために、平成23年2月に事業継続計画を策定している。</p> <p>なお、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等を踏まえ、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施するなど、的確に対応したところである。</p>
<p><b>②リスクの識別・評価・対応</b></p>	<p><b>1 リスク対応計画に基づく対応</b></p> <p>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めたリスク・危機管理基本方針を平成21年10月に策定したところである。</p> <p>また、同方針に基づき、平成21年10月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を設置し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画を平成22年3月に策定している。</p> <p>平成22年度においては、平成22年10月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク対応計画への対応状況等についての進捗確認を行っている。</p> <p>これにより当機構が抱えるリスク等の洗い出しを全役職員が参加して行う仕組みを構築しており、当機構のミッションの周知徹底を図るとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p><b>2 QMSに基づく対応</b></p> <p>QMSに基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことでQMSの有効性の維持及び継続的な改善を進めている。</p>
<p><b>③統制活動</b></p>	<p><b>1 リスク対応計画に基づく対応</b></p> <p>各部においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。</p> <p>また、各部からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を半年に一度報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行っている。</p>

	<p><b>2 QMSに基づく対応</b></p> <p>QMSに基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。</p>
<p>④情報と伝達</p>	<p><b>1 組織内での情報伝達</b></p> <p>イントラネット及び当機構のホームページにおいて、全役職員が職務の遂行に重要となる情報である経営理念、中期目標、中期計画、年度計画及び各部署における重点目標、また、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料等を掲載することにより、全役職員が理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。</p> <p><b>2 緊急時における連絡網の整備</b></p> <p>緊急的な事態が発生した場合において、休日又は深夜においても理事長以下上層部に対して、その事態の報告と指示を受けるための緊急連絡網を整備している。</p> <p>また、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するために、平成23年2月に事業継続計画を策定している。</p> <p>なお、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等を踏まえ、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施するなど、的確に対応したところである。</p> <p><b>3 外部への伝達と外部からの収集</b></p> <p>当機構のホームページにおいて、法令による財務情報の開示等を含め、組織の外部に対しても適時かつ適切に情報を伝達している。</p> <p>また、平成22年7月に、当機構のホームページ上に顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を開設し外部から情報を収集している。</p> <p><b>4 QMSに関連する各種情報</b></p> <p>イントラネット内にQMSに関連する各種情報（業務手順書、QMS内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等）を掲載し、全役職員が何時でも各種情報を確認できる体制を整備している。</p>
<p>⑤モニタリング</p>	<p><b>1 日常的モニタリング</b></p> <p>ア 経営企画会議において、各事業における予算の執行状況、中期目標等に対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を把握・管理している。</p> <p>イ QMS 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p> <p>ウ 平成22年6月より運用している「職員意見箱」において、当機構の職員からの業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取できる仕組みを整備している。</p> <p><b>2 独立的評価と評価プロセス</b></p>

ア 監事による監査報告等については、役員会において報告が行われるとともに、その監査結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。

イ 監査室においては、前述の各部署における日常的モニタリングとは別に、独立かつ客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を防止することを主眼として監査を実施している。

ウ 監事監査では、i) 理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、ii) 業務運営及び事務の健全性は保たれているか、iii) 業務の合規性及び正確性は保たれているか、iv) 業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、v) 顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、vi) 財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、vii) 入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取り組まれているかの7点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。

エ 監事による内部統制の評価に関しては、監事監査計画の重点監査項目の1項目として、内部統制の整備（機能・有効性）を挙げて監査を行っている。当機構では、内部統制体制の整備に関し、整備すべき内部統制体制の主な項目及び具体的な対応方法等につき整理を行った上で順次体制準備を行ってきており、監事としては、まず、例えばコンプライアンス体制の整備やリスク対応計画策定などが計画に沿って進捗しているかの確認を行っている。その上で整備された内部統制体制が有効に機能しているかどうかについて、「独立行政法人における内部統制と評価について報告書（平成22年3月）」（以下「報告書」という。）にある監事監査の視点等を念頭におき、各部門の業務監査において内部統制の有効性の状況を確認し、必要に応じ改善を要する事項等につき監査報告に盛り込み、理事長に報告すると共に役員会にて情報を共有し、監査を行っている。

内部統制の諸制度が有効に機能しているかどうかを評価するためには、ネガティブ情報でも上位者に報告しやすい風通しの良さや、リスク事象が発生した場合でも、単に個人の責任に帰するといったことなく、今後の改善のための情報共有に重点を置くといったような、謂わば企業風土的な面についても十分注意深くウォッチしていくことが必要と考えている。そうした事象が観察された場合は、理事長をはじめ各役員にフィードバックし、その後の対応・改善状況について、把握していくよう努めており、監事が監査を通じて内部統制に係る PDCA サイクルを補完する役割も果たしているものと考えている。

オ 「報告書」では、「内部統制を評価する者は、組織の活動及び評価の対象となる内部統制の各基本要素をあらかじめ十分に理解する必要がある」とされているが、監事としても「報告書」と同様の理解である。このため、組織の活動に関しては、業務内容につき各担当部署から説明を受けると共に、経営企画会議等に出席して、業務上の進行状況につき把握していること、また、業務監査において各業務における課題等につき把握しており、内部統制を評価するのに必要な組織の活動に関する情報を得ていると考えている。また、内部統制の各基本要素に関しては、「報告書」公表以前から、COSO 報告書についての理解を深めることや、当機構が貸付業務を行っていることから、金融庁の金融検査マニュアルのガバナンスやリスク管理に関するチェックリストなども参考にするなど、当機構の業務の実態に

	<p>沿った内部統制の評価を行っている。</p> <p>カ 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役員会及び経営企画会議において報告が行われるとともに、その評価結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。</p> <p><b>3 内部統制上の問題についての報告</b></p> <p>上記の日常的モニタリング及び独立的評価により明らかになった内部統制上の問題に適切に対処するため、問題が発生した場合は、役員会及び経営企画会議等において全役員に報告する仕組みが整備されている。</p>
<p>⑥ ICTへの対応</p>	<p>ア 理事長所感などの全役職員が職務の遂行に重要となる情報については、イントラネットを活用し情報の共有化を図っているところであるが、その一方で、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を行う必要があることから、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、バックアップデータの遠隔地保管及び外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティ対策の強化を図っている。</p> <p>イ ICTの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言を得て実施している。</p> <p>ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等に基づき、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題を抽出するとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。</p> <p>※ ICT：Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>
<p>⑦ 監事監査・内部監査の実施状況</p>	<p>監事監査</p> <p><b>1 中期計画・年度計画等の妥当性について</b></p> <p>中期計画期間5年間の環境の変化等も踏まえ、中期計画及び年度計画の妥当性にも留意しながら監査を実施している。</p> <p><b>2 役職員の給与水準について</b></p> <p>特定事項監査の一環として、給与水準の状況、対応状況の確認を実施している。平成22年度及び23年度に実施した職員給与水準の引下げにより、平成24年度までにラスパイレス指数が概ね100となる措置がとられたことを確認している。</p> <p><b>3 理事長のマネジメントの発揮状況について</b></p> <p>上記①統制環境の1理事長から役職員へのミッションの周知等及び2理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保等に述べられているように、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントは十分に発揮されているものと認識している。</p>



<p style="text-align: center;">内部監査</p>	<p><b>1 監査室による監査</b></p> <p>不正事故の発生等防止の観点で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かの検証を実施している。</p> <p><b>2 QMS 内部監査</b></p> <p>手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p>
<p><b>⑧内部統制の確立による成果・課題</b></p>	<p>当機構における内部統制の確立による成果及び課題については、次のとおりである。</p> <p>ア 全役職員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができるため、役職員自らが物事に対して主体的に取り組むようになり、働きがいのある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。</p> <p>イ 当機構のミッション（民間活動応援宣言）を果たすために、各役職員の職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるため、全役職員のインセンティブの向上につながっている。</p> <p>ウ 全役職員が組織のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な効果も出ている。</p> <p>エ 平成 22 年 7 月から「お客さまの声」制度を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化にもつながっている。</p> <p>オ 平成 22 年 4 月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備しており、経営理念による当機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンスの仕組みの一層の強化が構築されつつある。</p>

事務・事業の見直し等  
(委員長通知別添三関係)

①独立行政法人の  
事務・事業の見直し  
の基本方針で講ず  
べき措置とされた  
ものの取組状況  
(22 年度中又は 22  
年度から実施とされ  
たもの)

1 福祉医療経営指導事業

《取組状況》

民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度の実施計画の見直しを行った。(平成23年3月措置済み)

具体的には、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、内容の見直しを図り、機構の独自性が発揮できるように改めた。

(講すべき措置) ※22年度から実施

民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成 22 年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。

2 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

《取組状況》

現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、平成23年度中の実施に向けて金融機関等と実務面の調整を行っている。

また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。

平成24年度においては、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行う。

なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、元利金返済猶予や専用電話による融資相談として特別相談窓口の設置や土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

(講すべき措置) ※22年度から実施

事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成 22 年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

3 退職手当共済事業

《取組状況》

電子届出システムの利用率の向上のため、未利用者に対する利用案内の送付やシステム利用者アンケートを踏まえたシステム改善を図り、事務処理の効率化を図った。(電子届出システム利用率：(平成19年度) 45%→平成22年度81%)

また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施していく。

なお、東日本大震災において被災された事業者への対応として、掛金の納付期限の延長や専用電話による手続き等の相談として特別相談窓口の設置や土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

(講ずべき措置) ※22年度から実施  
利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。

#### 4 心身障害者扶養保険事業

##### 《取組状況》

地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減（2回→1回）等により経費節減を図った。

また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施していく。

(講ずべき措置) ※22年度から実施  
利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。

#### 5 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

##### 《取組状況》

平成22年4月に1課を廃止し、職員▲2名を削減し、さらに平成23年4月には次長ポストを削減し、継続して人員削減等の効率化に努めていく。

また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施していく。

なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、元金返済猶予や専用電話による返済相談として特別相談窓口の設置や土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

(講ずべき措置) ※22年度から実施  
利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

#### 6 不要資産の国庫返納

##### 《取組状況》

長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2,787億円及び債券売却益等134億円）は平成22年11月、戸塚宿舍（2億円）は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。

(講ずべき措置) ※22年度から実施  
長寿・子育て・障害者基金事業基金（2,787億円）及び戸塚宿舍を国庫納付する。

#### 7 組織体制の整備

##### 《取組状況》

平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）

	<p>(講すべき措置) ※22年度から実施 大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。</p>
<p>②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況</p>	<p><b>1 旧長寿・子育て・障害者基金事業</b>  <b>《取組状況》</b>  長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2,787億円及び債券売却益等134億円）は、平成22年11月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。  また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金（国庫補助金）が予算措置されることとなり、平成22年4月1日から新たに社会福祉振興助成事業を創設し、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行っている。</p> <p>(判定結果)  長寿・子育て・障害者基金の全額を国庫に返納（必要な事業については毎年度予算措置）</p> <p><b>《取組状況》</b>  長寿・子育て・障害者基金事業に係る管理費等の経費については、平成20年度実績で約828百万円であったところであるが、広報・募集方法及び電子申請システム等の見直しを図り、平成22年度において358百万円となり、約57%の削減を図っている。</p> <p>(判定結果)  (独)福祉医療機構の管理費を削減</p> <p><b>2 福祉貸付事業及び医療貸付事業</b>  <b>《取組状況》</b>  借入申込の受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいく。（平成23年3月措置済み）  具体的な取組として、</p> <p>①審査期間短縮  （平成22年度目標）福祉貸付 75日、医療貸付 45日  （平成23年度目標）福祉貸付・医療貸付 30日以内</p> <p>②申請書類の簡素化  平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出させていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。</p> <p>③融資相談の強化（事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。）</p> <p>また、平成23年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇（耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長）、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。</p>

	<p>東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用電話による特別相談窓口を設置し、土日・祝日の対応や被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図っている。平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。</p> <p>さらに、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直しを行うことを中期計画等に明示し取り組んでいる。</p> <p>平成23年4月から、顧客サポート体制の強化を図るため債権管理部門（管理部）と経営支援部門（経営支援室）の統合や管理部門を再編し、組織のスリム化（部長ポスト▲2、次長ポスト▲1、課長ポスト▲2）を図るなど、業務運営体制の継続的な見直しを行っている。</p> <p><b>（判定結果）</b> 効率化などに努めることを前提に、当該法人で実施し、事業規模は現状維持</p> <p><b>3 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>《取組状況》 上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。</p> <p><b>（判定結果）</b> 新たなセーフティネットを用意した上で、事業廃止</p>
<p>③省内事業仕分けで自ら示した改革案の取組状況</p>	<p><b>1 ヒト（組織のスリム化）</b></p> <p>平成23年4月に管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、次のとおり組織改正を行っている。</p> <p>ア 管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2名、課長▲1名）を削減している。</p> <p>イ 大阪支店の管理部門を廃止（次長▲1名、課長代理▲1名）している。</p> <p>《国家公務員OB関連》 職員：定年後解消（平成22年度末に2名減、平成23年度末に1名減、平成24年度末に1名減と段階的に解消）</p> <p><b>2 モノ（余剰資産等の売却）</b></p> <p>公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかについては、現物納付に向け、財務省担当財務局と調整中であり、平成23年度末までに国庫納付（現物納付）を行う予定。その他東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、平成22年度に入居者に対し宿舍の退去に係る説明会を実施した。また、年金担保貸付勘定の利益剰余金及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等については、業務廃止後、国庫納付を行う予定である。</p> <p><b>3 カネ（国からの財政支出の削減）</b></p> <p>国からの財政支出（運営費交付金）については、平成22年度予算で41.20億円であったところであるが、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）の規模の縮減、大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減※等により、平成23年度予算において39.47億円となり、1.73億円の削減を図っている。</p>

	<p>※ 平成24年度までにラスパイレス指数が概ね100ポイントになるよう給与水準の適正化に努めている。</p> <p><b>4 事務・事業の改革</b></p> <p><b>(1) 福祉貸付事業及び医療貸付事業</b>  上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。</p> <p><b>(2) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b>  上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。</p> <p><b>(3) 福祉医療経営指導事業</b></p> <p>ア 民間コンサルとの棲み分け  上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。</p> <p>イ 顧客満足度、機動性の向上  経営セミナーについては、受講者アンケート調査結果に基づき、WAM独自の経営情報の発信を強化（経営指標に関する講義時間拡大）及び社会福祉施設や医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例をカリキュラムに多く取り入れた結果、延べ受講者数は3,518人と、前年度（3,421人）を上回ることとなり、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供した。さらに、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指標についても76.1ポイントと、前年度（74.7ポイント）より向上した。</p> <p><b>(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）</b>  国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月1日から事業規模の縮減（22年度7億円→23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。</p>
<p><b>④その他事務・事業の見直し</b></p>	<p>会計検査院による平成21年度決算検査報告において、承継年金住宅融資等債権に係る回収金等の入金時期等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善を図る必要があるとされたところである。</p> <p>これらに対して、当機構においては次のとおり改善を講じた。</p> <p>ア 平成22年2月分以降、各月の償還期日のうち回収金等が最も多額である20日から起算して3営業日時点の残高を取りまとめた上で、より早期に余裕金の運用を開始した。</p> <p>イ 取引先金融機関の選定に当たっては、競争性の拡大に努めるものとし、同年10月に、応募に必要な情報を当機構のホームページにおいて公開し、取引先金融機関への参加を希望する金融機関を公募した。</p>

<p>⑤公益法人等との関係の透明性確保 （契約行為については、項目5「契約」に記載）</p>	<p><b>1 特定の公益法人等との関係</b> 特定の公益法人等に対する出資、出えん、負担金等はない。</p> <p><b>2 社会福祉振興助成事業における助成事業の選定</b> 社会福祉振興助成事業において助成金の交付を行っているが、助成事業の選定に当たっては、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択することにより、客観性及び透明性の確保を図っている。</p>
----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考) 役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・機構独自の措置により、理事長の報酬を年100万円引き下げ(△5.6%)  
これに加え、人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。  
・俸給月額を約0.2%引き下げ  
・期末・奨励手当(賞与)の年間支給月数を0.15月分引き下げ

理事

・機構独自の措置により、理事(理事長が指定する者)の報酬を引き下げ(△6.6%)  
これに加え、人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。  
・俸給月額を約0.2%引き下げ  
・期末・奨励手当(賞与)の年間支給月数を0.15月分引き下げ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。  
・俸給月額を約0.2%引き下げ  
・期末・奨励手当(賞与)の年間支給月数を0.15月分引き下げ

監事(非常勤)

人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。  
・俸給月額を約0.2%引き下げ

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,894	千円 11,044	千円 4,297	千円 1,326 (特別調整手当) 227 (通勤手当)			
A理事	千円 15,127	千円 9,952	千円 3,902	千円 1,194 (特別調整手当) 79 (通勤手当)			◇
B理事	千円 15,238	千円 9,952	千円 3,902	千円 1,194 (特別調整手当) 190 (通勤手当)			※



C理事	千円 13,921	千円 9,952	千円 2,447	千円 1,194 328 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日	※
A監事	千円 13,258	千円 8,716	千円 3,417	千円 1,046 79 (特別調整手当) (通勤手当)		
B監事 (非常勤)	千円 4,508	千円 4,508	千円 ( )			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄としている。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
A理事	4,373	3 6	H21.3.31	1.0	業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	※※
B理事	778	0 7	H22.3.31	1.0	業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	*
C理事	4,669	3 9	H22.3.31	1.0	業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	※
監事					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員で独立行政法人等の退職者「※※」

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組状況を公表する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与(奨励手当)の成績率に反映させている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等(昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与・奨励手当(査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸(昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告による国家公務員の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。

- 本俸基準表の引き下げ
  - ・中高年齢層が受ける本俸月額を引き下げ(平均改定率△0.1%)
- 50歳台後半層の給与抑制措置
  - ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)について、本俸、役職手当等の支給額を一定率で減額(△1.5%)
- 期末・奨励手当(賞与)の引き下げ
  - ・年間の支給月数を0.2月分引き下げ

これに加え、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくための取り組みの一環として、以下の引き下げ措置を実施

- 本俸基準表の引き下げ
  - ・機構独自の措置により、管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△1.0%)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	227	39.8	7,051	5,314	211	1,737
事務・技術	226	39.8	7,049	5,312	212	1,737
技能職種 (運転手)	1					
再任用職員	3	62.2	4,954	4,264	274	690
事務・技術	3	62.2	4,954	4,264	274	690
非常勤職員	12	57.7	4,058	3,779	72	279
事務・技術	4	42.8	3,605	2,768	216	837
事務・技術 (賞与なし)	8	65.1	4,284	4,284	0	0

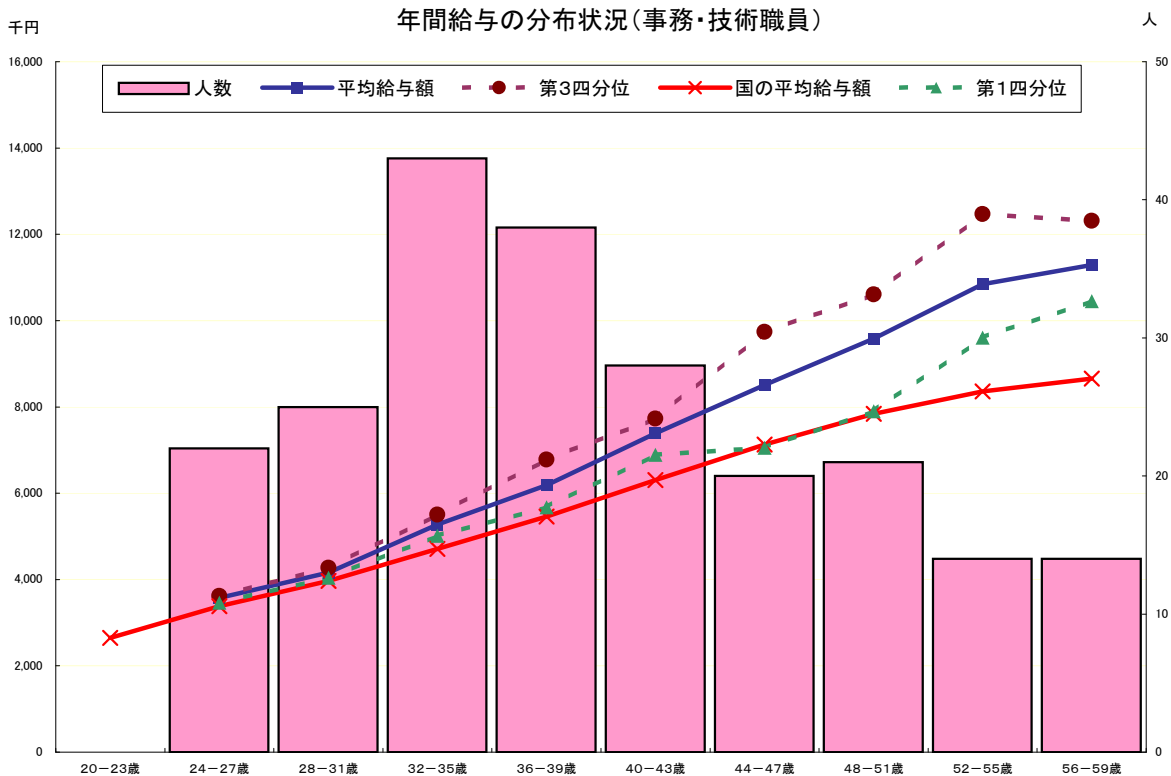
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:常勤職員の技能職種(運転手)については、該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位 (・本部課長)	31	50.1	10,131	11,018	10,368	11,018	11,018
(・本部係長)	72	37.5	5,181	6,015	5,690	6,015	6,015
(・本部係員)	40	27.2	3,537	4,130	3,804	4,130	4,130

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	次長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員	226	8	4	35	52	84	43
(割合)		( 3.5%)	( 1.8%)	( 15.5%)	( 23.0%)	( 37.2%)	( 19.0%)
年齢(最高～最低)		60 50	58 52	59 42	57 36	53 30	31 24
所定内給与年額(最高～最低)		10,206 8,232	9,159 8,609	8,723 5,566	7,187 4,078	5,855 3,203	3,405 2,511
年間給与額(最高～最低)		13,816 11,207	12,627 11,901	11,664 7,338	9,530 5,509	7,641 4,257	4,515 3,387

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	54.3	58.3	56.3
	査定支給分(奨励相当) (平均)	45.7	41.7	43.7
	最高～最低	48.4～36.6	43.1～31.7	45.8～34.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.4	67.1	65.3
	査定支給分(奨励相当) (平均)	36.6	32.9	34.7
	最高～最低	46.2～29.7	43.1～30.4	44.6～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

117.4

対他法人(事務・技術職員)

111.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 117.4	
	参考	地域勘案 104.3 学歴勘案 114.5 地域・学歴勘案 102.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①在勤地が大都市圏であること                      比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、地域差があること。                      (職員の割合…東京都特別区:88.9%、大阪市:11.1%)</p> <p>②大学卒以上の比率が高いこと                      国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は51.6%(平成22年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は87.6%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③管理職比率が高いこと                      当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと                      当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b>                      地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様にも納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。                      その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、評価・検証を行っていただきたい。                      なお、ラスパイレズ指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えます。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b>                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 19.1%                      (国からの財政支出額 38,397百万円、支出予算の総額 201,074百万円:平成22年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b>                      国からの財政支出額38,397百万円の内訳は、運営費交付金4,121百万円、社会福祉振興助成費補助金3,047百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,617百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,600百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入12百万円となっている。                      運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,022百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p>	
	<p><b>【累積欠損額について】</b>                      累積欠損額 一円(平成21年度決算)</p>	

<p>講ずる措置</p>	<p>■これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度において全職員の昇給を停止</li> <li>・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%)</li> <li>・平成16～21年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△6)</li> <li>・平成22年度に課長ポストを更に2ポスト削減</li> <li>・平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△1.0%)</li> </ul> <p>■今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成23年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構独自の措置として、平成22年度に引き続き中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△1.0%)</li> <li>・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施(国△1.5%・機構△2.0%)</li> <li>・管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化に伴う管理職ポストの削減(部長△2、次長△1、課長△2)</li> <li>・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。</li> </ul> <p>以上の措置により、平成23年度における対国家公務員指数は117.1ポイント程度(地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は101.4ポイント程度)と見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度(平成25年度公表)における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■法人の業績評価

当機構は平成21年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中2項目S(中期目標を大幅に上回っている)、13項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成22事業年度決算における支出総額192,638百万円に対し給与、報酬等支給総額2,022百万円であり、その割合は1.1%程度である。

■管理職の割合

平成23年度公表における事務・技術職員数226人のうち管理職は42人であり、その割合は18.6%となっている。

上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合

同226人のうち大卒以上の職員数は198人であり、その割合は87.6%となっている。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 20年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,022,320	2,096,883	△ 74,563 ( △ 3.6)	△ 54,129 ( △ 2.6)
退職手当支給額 (B)	134,872	194,248	△ 59,376 ( △ 30.6)	△ 101,613 ( △ 43.0)
非常勤役員等給与 (C)	239,196	233,039	6,157 ( 2.6)	△ 21,385 ( △ 8.2)
福利厚生費 (D)	431,703	429,912	1,791 ( 0.4)	△ 34,301 ( △ 7.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,828,091	2,954,082	△ 125,991 ( △ 4.3)	△ 211,428 ( △ 7.0)

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比3.6%減となった。また、最広義人件費においても、退職手当支給額の減少等により、対前年度比で4.3%の削減となった。

##### ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を上回る人件費削減(13.0%)を実施した。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941	2,076,449	2,096,883	2,022,320
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%	△13.9%	△13.1%	△16.2%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%	△14.6%	△11.4%	△13.0%

注(1): 基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2): 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

#### 【主務大臣の検証結果】

総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。

### IV 法人が必要と認める事項

人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減をあわせて進めている。





# 平成22年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況

上段：支出予定  
下段：支出実績

(単位：円)

区 分	執行計画額	合 計	支 出 状 況																
			第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期			出納整理期				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
福祉医療機構計	5,537,089,833	4,897,492,241	602,296,427	278,847,665	168,934,170	154,514,592	693,675,586	193,956,609	346,999,714	152,719,263	1,666,540,257	313,299,324	1,155,825,766	197,415,167	1,934,979,971	182,982,918	218,039,445	1,533,957,608	0
(庁費の類計)	5,487,753,833	4,849,936,526	593,567,200	275,574,628	166,701,760	151,290,812	683,784,106	190,742,859	343,721,714	149,319,533	1,652,723,469	309,266,126	1,150,285,916	193,171,427	1,919,861,751	178,517,168	214,820,145	1,526,524,438	0
庁 費		3,571,407,783	455,679,551	275,034,119	72,790,916	107,854,516	386,270,893	130,878,570	155,253,770	100,138,553	1,313,689,947	131,157,164	1,069,183,148	113,349,635	1,415,767,392	97,320,976	133,057,107	1,185,389,309	0
情報処理業務庁費		1,242,947,391	130,457,360	40,404	89,873,975	40,542,981	288,894,233	56,948,760	185,566,672	46,378,801	330,537,814	175,419,935	76,556,731	78,561,148	493,057,984	78,378,232	79,039,507	335,640,245	0
厚生労働統計調査費		0	0				0				0				0				0
検定検査費		0	0				0				0				0				0
通信専用料		0	0				0				0				0				0
電子計算機等借料		35,257,095	7,303,684	500,105	3,910,264	2,893,315	8,618,980	2,915,529	2,901,272	2,802,179	8,484,998	2,686,717	4,537,637	1,260,644	10,849,433	2,716,110	2,723,531	5,409,792	0
各所修繕		239,757	42,105		42,105		0				10,710	2,310	8,400		186,942	101,850		85,092	0
自動車重量税		84,500	84,500		84,500		0				0				0				0
(旅費の類)計	49,336,000	47,555,715	8,729,227	3,273,037	2,232,410	3,223,780	9,891,480	3,213,750	3,278,000	3,399,730	13,816,788	4,033,198	5,539,850	4,243,740	15,118,220	4,465,750	3,219,300	7,433,170	0
職員旅費		37,816,830	5,218,460	451,750	1,788,110	2,978,600	7,692,900	2,430,880	2,559,380	2,702,640	11,923,210	3,328,860	4,720,630	3,873,720	12,982,260	4,021,680	2,976,560	5,984,020	0
監査旅費		891,040	243,020	0	162,700	80,320	551,860	141,260	274,400	136,200	10,440	10,440	0	0	85,720	4,640	13,800	67,280	0
研修旅費		3,559,298	264,020	0	192,200	71,820	567,050	376,460	76,100	114,490	1,202,588	454,658	532,690	215,240	1,525,640	54,380	172,260	1,299,000	0
赴任旅費		2,885,887	2,821,287	2,821,287	0	0	0	0	0	0	32,100	0	0	32,100	32,500	16,050	0	16,450	0
外国旅費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国人招へい旅費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委員等旅費		2,402,660	182,440	0	89,400	93,040	1,079,670	265,150	368,120	446,400	648,450	239,240	286,530	122,680	492,100	369,000	56,680	66,420	0

(注)上段の支出予定欄については、月ごとの予定(予算)はないため、「-」としている。

## 随意契約等見直し計画

平成22年4月  
独立行政法人福祉医療機構

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71.8%) 56	(46.0%) 2,114,112	(92.3%) 72	(92.2%) 4,240,614
競争入札	(47.4%) 37	(34.3%) 1,575,562	(59.0%) 46	(77.7%) 3,572,400
企画競争、公募等	(24.4%) 19	(11.7%) 538,551	(33.3%) 26	(14.5%) 668,214
競争性のない随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 2,484,469	(7.7%) 6	(7.8%) 357,967
合 計	(100%) 78	(100%) 4,598,581	(100%) 78	(100%) 4,598,581

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	56	2,114,112
うち一者応札・一者応募	(48.2%) 27	(55.0%) 1,162,242

(注) 上段 ( ) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100%) 27	(100%) 1,162,242
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	23	1,075,641
公告期間の見直し	3	20,136
その他	1	66,465
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

### (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

### (2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

#### イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年1月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①～⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第74条）と同様の内容とした。

- ② 指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

《措置状況》

平成18年度に措置済みである。

- ③ 包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

《措置状況》

平成15年度に措置済みである。

- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評

価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第29条の6第2項（落札方式）、同法第29条の12（長期継続契約）、「予算決算及び会計令」第102条の2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

《措置状況》

平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

#### ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用しているCIO補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

（参考）

少額額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・ 工事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの
- ・ 財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの
- ・ 物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの
- ・ 上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの

#### エ. 一者応札・一者応募の見直し

- ① 公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として一者応札・一者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成21年7月24日付で『「一者応札・一者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則10営業日以上）、契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

- ② 応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成20年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと

等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。（例えば、A等級の入札案件については、2級下位のC等級までの事業者の入札参加を可能とした。）

（注）個別の契約の状況については、各様式に記載

## 第2WG 評価コメント

### 評価者のコメント

#### 事業番号2-32 (独)福祉医療機構

---

- 基金は一旦国に返還すべき。運用益を用いた事業は毎年の予算査定を経ないので、税金・保険金の使い方として不適切。
- 基金運用益により事業実施する意味はあまり感じられない。税金の使途として、事業の必要性や必要額についてしっかりと査定できるシステムに戻すべき。
- 毎年度運営交付金＋新規事業費を厚労省に予算申請し、認められた上で事業を遂行していく形でよい。このように福祉医療機構だけで助成する団体・活動を国民に開かれた場ではなく決められる状態は恣意的運用も招くおそれがある。もちろん効率のよい運営が行われにくい。ぬるま湯状態になることは避けられないだろう。
- NPO等の事業内容は有意義である。但し、元来政府出資(＝税金)で設立された団体。過去の積立金は国庫に返して、事業については透明性のあるプロセスで必要であれば毎年一般財源を充てるべき。国庫の運用で事業を行うのは、不適當。国庫からは完全に独立して事業をしていき、市場競争の中で勝負していくべき。
- 基金を持つ必要はない。
- 福祉医療機構が支援しているすべての活動が、交付金でまかなえるのなら基金を運用するという業務をはぶいて、機構内の業務を簡素化するべきだ。本当に国民が必要とする活動に助成金を交付しそのスタートアップを支援し、やがては自立できる活動になる様に仕向けていくべきだ。
- お金が先で、事業を後から考えている。毎年度きちんと査定を受けるべきである。平成21年10月19日の社会保険病院等の資産の譲り受けに要する資金について、役立つ分野に転換すべきである。
- 年金・健康保険福祉施設整理機構から民間医療法人に売却される場合に、福祉医療機構が買い取り資金を貸し付ける予定だが、安値払い下げの疑惑を招くのでやめてほしい。基金は国に返すべきだと思うし、別勘定でやっている融資がどれだけ民間金融機関と違うことができているのか疑問がある。
- 子育て支援基金、長寿基金、高・障基金の一部(1/3程度)をまず国庫に返すべき。分権的に事業を行う方が効率的な場合があるので、基金は有意義。ただし、効率化するためのインセンティブがビルトインされていない。ガバナンスに問題がある。
- 天下りと現役出向で合計2人が常勤として勤務している。事業を行う人件費約3億円かかっている。NPOなど現場からは使い勝手がよいとの意見もあるので、今後のあり方について政務三役を中心に議論してほしい。

## WGの評価結果

---



(独)福祉医療機構

## 見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 13名:

ア.全額を国庫に返納

(必要な事業について毎年度予算措置) 11名

イ.(独)福祉医療機構の管理費を削減 9名

ウ.その他 2名)

## とりまとめコメント

---

結論は、見直しを行う。

まず基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい。そして、独法の運営については、相当まだまだ無駄があるため、管理費の削減をお願いしたい。理事長におかれてはこの点を徹底してもらいたい。

付け加えるならば、公益を担う市民の活動が大事なのは言うまでもないが、このやり方でやり続けるのがよいかどうか、原点に立ち戻って検討してもらいたい。

とりわけ国、地方、独法など様々な手段で、子育て、障害者、長寿の方への支援を行っているが、総合的な政策パッケージとして一刻も早くまとめるよう、制度官庁として厚労省をお願いしたい。

なお、理事長は民間の方だが、この独法にもまだまだ天下りがたくさんある。取引先の公益法人、財団法人についても天下りが存在する。民主党は、天下りのいる公益法人等は全廃すると言っている。この方針を踏まえ、取引も見直してもらいたい。随意契約、指定法人制度のあり方の見直しについても、付け加えてお願いしたい。理事長には頑張ってもらいたい。

## ワーキンググループB

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

(1) 福祉貸付事業

(2) 医療貸付事業

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

## 評価者のコメント

---

### (1)福祉貸付事業

- 助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施した方が適切と考える。
- 貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- 政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- 地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から徐々に撤退すべき。
- 政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 独法という法人形態で融資をすべきではない。
- 正式に書類を受け付けてから貸付決定までは37日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに2年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- コンサルティング業務に特化することも一案ではないか。融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- 貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- 福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- 融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- 福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- 福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういった報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失政を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

## (2)医療貸付事業

- 良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に入れるべき。
- 貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- 政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- 地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から序々に撤退すべき。政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- 助言審査を機構で行い、貸付は他機関で実施した方が適切と考える。
- 独法という法人形態で融資をすべきでない。
- 本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- 医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- 助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

●民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかかりすぎるとの声もあり。

●事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。

●必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。

●現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティーネットになっている。しかしながら赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。

●医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に入れて、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。

●民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。

●そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。

●診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。

●高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。

●医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達するかが大事。

### (3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

●年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する。)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。

●マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。

●セーフティーネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需

要へのスキームは考えるべき。

- そもそもの法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。
- 年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。
- 年金を前倒して困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。
- セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。
- 年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。
- 年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのならば、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。
- 無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。
- そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。
- 年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待つて判断する。
- 実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。
- 絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

## WGの評価結果

---

### (1)福祉貸付事業

**効率化などに努めることを前提に、  
当該法人が実施し、事業規模は現状維持**

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名)

- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名  
（事業規模縮減 2名、現状維持 3名、 拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- ・ その他 1名

(2)医療貸付事業

効率化などに努めることを前提に、  
当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名（事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名）
- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名  
（事業規模縮減 1名、現状維持 4名、 拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名（事業規模 縮減 1名、現状維持 1名）

- ・ 当該法人が実施 3名（事業規模 縮減 1名、現状維持 2名）

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

## とりまとめコメント

---

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かった。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勘案してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということを付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもってほしい。

# 独立行政法人福祉医療機構の改革案について

## 1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度>

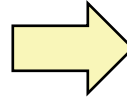
理事4名  
職員260名  
10部1支店34課

<平成22年度>

理事3名(▲1名)  
職員257名  
10部1支店32課

<平成23年度>

理事3名  
職員252名(▲5名)  
8部1支店30課



仕分け後

- ・管理部門を再編し、管理職ポストの削減 ▲3名
- ・大阪支店の管理部門の廃止 ▲2名

国家公務員  
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/7人中	0/6人中	▲2
職員	4/260人中	4/257人中	—

## 改革効果

《削減数》

仕分け後

仕分け前

▲5名

▲3名

《今後の対応》

職員:定年後解消(22年度末に1名減、  
23年度末に2名減、24年度末に  
1名減と段階的に解消)

## 2. モノ(余剰資産などの売却)

- ・平成22年度中に職員宿舎(26戸)の入札手続きを実施  
※残りの職員宿舎(72戸)については、宿舎の退去を促し、退去完了後、平成24年度末を目途に売却の手続きを進める
- ・平成22年度中を目途に公庫総合運動場の入札手続きを実施

仕分け後

《国庫納付見込額》(簿価額)

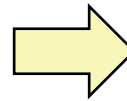
▲8.98億円(22年度中を目途)  
更に24年度末を目途に▲17.71億円

## 3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>  
(運営費交付金)  
41.37億円

<平成22年度>  
(運営費交付金)  
41.20億円

<平成23年度>  
(運営費交付金)  
39.47億円



- ・福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET)は、重複する行政情報の掲載を廃止
- ・大阪支店の管理部門の廃止及び事務所スペースの削減
- ・人件費の削減(24年度までにラスパイレス指数を概ね100とする。)
- ・電力使用量の削減、出張旅費の削減等

仕分け後

※更に24年度に  
▲2.07億円を  
削減。

《削減額》

仕分け後

仕分け前

▲1.73億円

▲1.53億円



## 4. 事務・事業の改革

### ①年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

仕分け後

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。

### ②福祉貸付事業、医療貸付事業

- 利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底
  - ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し 資金調達ニーズに迅速に対応する。
  - ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。
- 融資相談の強化
- 有事対応・機動性の強化
- 小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化
- 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

仕分け後

# 【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(福祉医療機構)

<p>主な指摘事項</p>	<p>改革案の更なる見直し内容</p>
<p><b>【福祉・医療貸付事業】</b> (評価結果) 効率化などに努めることを前提に、福祉医療機構が実施し、事業規模は現状維持。</p> <p>○効率的かつスピーディーなやり方について検討の余地があり、融資業務の見直し等効率化を図り、ユーザー側の利便性向上と他機関との差別化を図るべき。</p> <p>○施設建設の構想から自治体の了承を取るまでに2年は長すぎる。融資申請に至るまでの事前相談期間をできる限り短縮すべき。</p> <p>(刷新会議仕分け)</p>	<p><u>○利用者サービスの更なる向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金貸付時の審査期間を更に短縮し、資金調達ニーズに迅速に対応 (福祉貸付) 37.9日 → 30日以内 (医療貸付) 33.4日 → 30日以内</li> <li>・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討 (福祉貸付) 複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、申請書類を30%程度簡素化する。 (医療貸付) 法人公表資料の活用等により、申請書類を5%程度簡素化する。</li> </ul> <p><u>○利用者ニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズへの対応……融資枠の確保、融資条件の改善等に努める。</li> <li>・有事対応・機動性の強化…有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な対応に努める。</li> <li>・小規模組織に対する資金需要の支援の強化</li> <li>・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化</li> </ul> <p><u>○融資相談の強化</u> 新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じ行っているところであるが、整備計画の早期段階からの的確な融資相談に応じ、速やかに安定的な事業実施が図れるよう必要な見直しの提案、助言等に努める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け前の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <p>○利用者サービスの向上</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 20px;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け後の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 300px; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底</li> <li>○有事対応・機動性の強化</li> <li>○小規模組織に対する資金需要の支援の強化</li> <li>○社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化</li> <li>○融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上</li> <li>○融資相談の強化</li> </ul> </div> </div> </div>

## 主な指摘事項

## 改革案の更なる見直し内容

### 【年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業】

(評価結果)

新たなセーフティネットを用意した上で、事業廃止。

○年金を担保に貸し付ける仕組みが問題（モラルに反する）。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。

○セーフティネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需要へのスキームは考えるべき。

(刷新会議仕分け)

○国会でも指摘を受け、具体的にどういう用途に使われているのかサンプル的に調査をして確認を行い、貸付の中身の厳格化、廃止も含めた見直し、あるいは他で担えるのか、重複部分の問題も含め検討していく。

(省内仕分け)

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。

<p style="text-align: center;">主な指摘事項</p>	<p style="text-align: center;">改革案の更なる見直し内容</p>
<p><b>【福祉医療経営支援事業】</b>            経営セミナーは、民間経営のコンサルタントとの役割の棲み分けについても論点として検討したい。</p> <p>○経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。</p> <p>○専門性、商品価値、機動性を高めてほしい。（省内仕分け）</p>	<p>○民間コンサルとの棲み分け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営セミナーについては、民間コンサルの動向を把握した上で、重複部分の見直し等の工夫ができないか検討する。</li> </ul> <p>○顧客満足度、機動性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営セミナーについては、受講者アンケートでニーズの高い「実践事例を通じた経営管理に役立つ情報」、「経営指標データを活用した経営管理に役立つ情報」等のカリキュラムを充実させ、一層の顧客満足度の向上に努める。</li> </ul>
<p><b>【福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業】</b>            (評決結果)            改革案が妥当4人            改革案では不十分5人            改革案では不十分のうち、国、民間へ3、事業継続するが更なる見直し2</p> <p>○民間売却できないかということも検討課題。</p> <p>○厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないか。</p> <p>○日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのはそぐわない。本来、自治体がそれらを担うべき部分が多い。（省内仕分け）</p>	<p>○見直し案            実施主体を国・自治体又は民間が行うこととする場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体を国又は自治体に移管することは、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、実質的なコスト削減に繋がらない。</li> <li>・民間への移譲・売却は、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、かつ収益性がないことから民間が実施するとは考えにくい。</li> </ul> <p>このため、引続き機構で実施することとする。</p> <p>ただし、福祉医療に関する行政情報は、国・自治体が担う業務であり重複して掲載する必然性がないため廃止する。（別紙1参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け前の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <p>○全廃又は一部縮小の3案を検討</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 20px;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け後の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <p>○重複する行政情報の掲載を廃止、医療機関・介護事業所情報等の掲載は引き続き実施することとし、コスト削減を図る。</p> </div> </div> </div>

<p style="text-align: center;">主な指摘事項</p>	<p style="text-align: center;">改革案の更なる見直し内容</p>
<p><b>【組織・運営】</b>            (評決結果)            改革案が妥当3人            改革案では不十分6人            改革案では不十分のうち、他独法との            統合・移管1、<u>更なる見直しが必要5</u></p> <p>○管理部門の整理をすべき。</p> <p>○事業の移管・廃止の如何による。</p> <p>○更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げるべき。            (省内仕分け)</p>	<p>○<u>管理部門の再編</u>            管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2人、課長▲1人）の削減を行う。（22年度検討、23年度反映）</p> <p>○<u>給与水準の適正化</u>            給与水準の適正化については、ラスパイレス指数が概ね100ポイントになるよう給与水準の適正化に努める。（24年度までに実施）</p> <p>○<u>大阪支店の改革の方向性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刷新会議仕分けでは、「融資体制が十分でない、スピーディーさについて検討の余地がある」とされたことを踏まえ、顧客サービス（利便性・迅速性）の維持・向上を図る必要がある。</li> <li>・大阪支店を廃止した場合の費用削減効果は、▲1,530万円、同支店を存続させ、管理部門を廃止するなどした場合の費用削減効果は▲2,790万円という結果であった。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、大阪支店は、顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化することとし、管理部門を廃止することとする。（別紙2参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け前の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 200px;"> <p>○廃止した場合の費用対効果を検証し、22年度上半期中に結論を示す。</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け後の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 200px;"> <p>○大阪支店の管理部門を廃止する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次長ポスト、課長代理ポストの廃止</li> <li>・事務所スペースの縮減</li> </ul> </div> </div> </div>

## WAMNET事業の改革の方向性

	改革案	参考（引き続き実施した場合）
システム最適化計画に基づくコスト削減	実施	実施
行政情報の掲載	厚生労働省HPに掲載	継続
医療機関・介護事業所情報等の掲載	継続	継続
コスト削減額 22年度予算額7.0億円	23年度：▲1.0億円 24年度：▲3.0億円	23年度：▲1.0億円
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジャーの利便性確保</li> <li>○担当職員の雇用配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジャーの利便性確保</li> <li>○担当職員の雇用配慮</li> <li>○現場の混乱回避</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業費がかさむ</li> <li>○自治体HPとの部分的重複</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業費がかさむ</li> <li>○自治体HPとの部分的重複</li> <li>○厚労省HPとの部分的重複</li> </ul>

## 大阪支店の改革の方向性

現状	改革案	参考（廃止した場合）
福祉医療貸付 ・融資相談、審査 ・契約・資金交付	・顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化 ・管理部門の廃止	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化
組織 4課（27人） 事業費 310,657千円 面積 572㎡	・▲1課（▲2人） 次長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲150㎡）	・▲1課（▲3人） 支店長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 係長ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲572㎡）
顧客サービス（利便性、迅速性）の観点から東京・大阪で実施	行政刷新会議事業仕分けの以下の意見を踏まえ、福祉医療貸付事業は現状の体制を維持し、管理部門を廃止する。 ①貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。 ②やはり融資体制が十分でないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地はある。	組織のスリム化のための見直し
メリット	・顧客の利便性（大阪から東京へ来訪等を要しない）の確保 ・審査業務の迅速性（スピード）の確保 ・運用経費の削減 ・システムのバックアップ機能を現状のまま利用できる	・運用経費の削減
デメリット	・庶務機能の低下	・本部へ移管等による多額の一次的経費の発生 ・顧客の利便性（大阪から東京への来訪等）の低下 ・融資業務（審査・契約）のスピード低下 ・システムのバックアップ機能を構築する必要がある
コスト削減額	▲27,872千円	▲15,313千円
一元化に伴う一時的経費	7,428千円	116,466千円
実施を23年度とした場合 23年度の削減額	▲20,444千円	101,153千円
24年度の削減額	▲27,872千円	▲15,313千円

# 独立行政法人福祉医療機構の概要

## 《基礎データ》

		【22年度】		【(参考)21年度】
役員	6名	うち国家公務員出身者	0名	2名
		うち現役出向者	1名	1名
職員	257名	うち国家公務員出身者	4名	4名
		うち現役出向者	6名	8名
事業費	6,409億円	うち国からの財政支出	2,466億円	3,227億円

## 《組織体制》

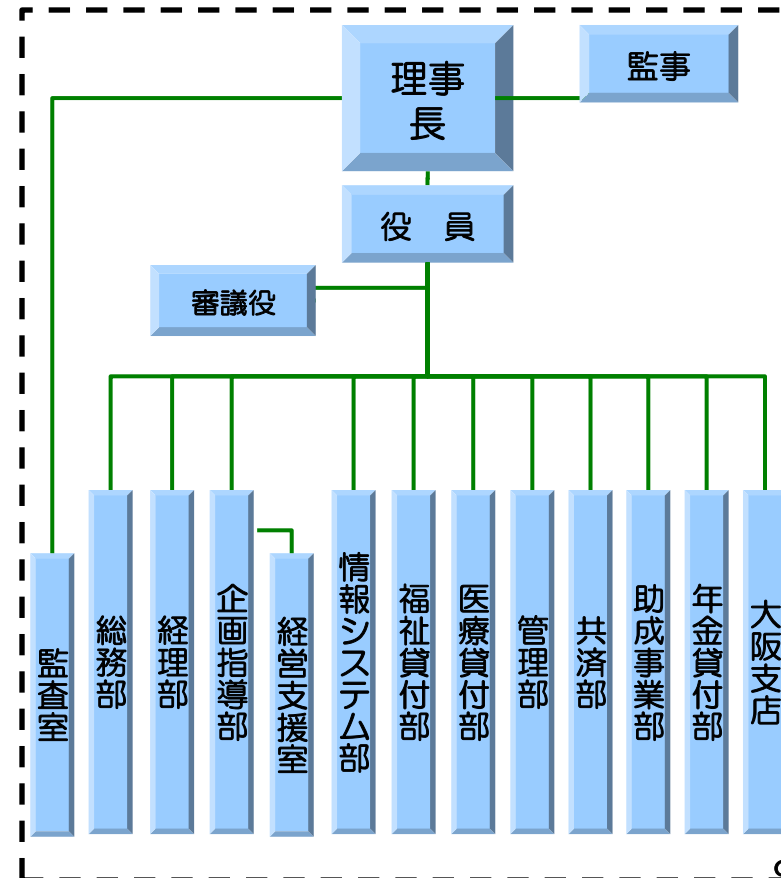
〔法人に占める  
管理部門の割合〕

		(全体)	30%
本部	10部28課2室 (230人)	うち管理部門 4部8課1室(74人)	32%
地方	4課 (27人)	うち管理部門 1課(3人)	11%

\* 役員員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

## 《主な事務・事業》

事務・事業	事業費	うち国からの財政支出	
福祉貸付、医療貸付、 福祉医療経営支援事業	3,122億円	計 2,162億円	
		うち運営費交付金・利子補給金 79億円	うち財政融資資金 2,083億円
年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	1,952億円	—	
福祉保健医療情報サービス事業	7億円	6億円	
退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業	1,253億円 (給付金を含む)	262億円 うち退職手当共済事業の 給付費補助金 256億円	



\* 財投機関債を除く